

省 交 国

# 直接・間接経費割増し

## 審査会が同意 業務報酬基準の改定

国土交通省の中央建築士審査会は10日、建築設計、工事監理の業務報酬基準（告示15号）の改定案に同意した。改定案では、略算方法で建築設計と工事監理の直接経費・間接経費を算出する場合、直接人件費の合計額に1・1倍を乗じる方法を導入。直接人件費の略算の対象となる建築物の範囲も拡大する。国交省

は、審査会での同意を受け、業務報酬基準を新たな告示として制定し、近く施行する。

建築士法に基づく業務報酬基準は、建築士事務所が建築主に請求できる設計・工事監理業務の報酬を算出するため、建築士の標準業務量などを示したものの、基準の改定は、用途・規模別の標準業務量から

経費を算出する略算方法を対象とする。現行の基準では、直接経費と間接経費を直接人件費の合計額の同額と定めているが、直接人件費の合計額に1・1倍を乗じて算出する形へと改める。

直接人件費の算出には、建築士の標準業務に応じた業務の人・時間数をまとめた略算表を使用する。改正では、この略

算表に記載する建築物の床面積の範囲を拡大し、延べ2万平方メートル以上の大規模建築物、延べ500平方メートル未満の小規模建築物の標準業務量を追加。共同住宅と福祉・厚生施設については、第1類・第2類の分類を廃止し、略算表を統合する。

複雑な設計業務や工事監理業務が発生する「特殊な形状の建築物」「特

殊な敷地上の建築物」「木造の建築物」「免震建築物」などについては、直接人件費を略算する際の補正係数を見直す。

このほか、業務報酬基準で直接人件費を算定する際の対象外としている標準外業務については、標準業務との区分が不明確であるとの指摘を受け、設計・工事監理業務を一律でリスト化。許認可手続き、事業収益の算定、詳細な工事費の積算などを標準外業務と明確に位置付け、建築主に標準業務とは別に報酬を請求する根拠として使用してもらう。